

領域 VI 学校経営

小島 弘道

(日本の教育制度と教育実践 第2部)

- 1 学校経営
- 2 公教育の目的と目標
- 3 義務教育の目標
- 4 学校経営計画
- 5 学校教育目標
- 6 カリキュラム経営
- 7 職員会議
- 8 校長の職務・力量
- 9 民間人校長
- 10 校務分掌
- 11 主任制
- 12 副校長、主幹教諭、指導教諭の職務
- 13 学校評価
- 14 学校評価システム
- 15 コミュニティ・スクール
- 16 教員評価
- 17 学校の危機管理
- 18 学校選択制
- 19 学校力
- 20 日本の学校経営改革

筑波大学教育開発国際協力研究センター(CRICED)

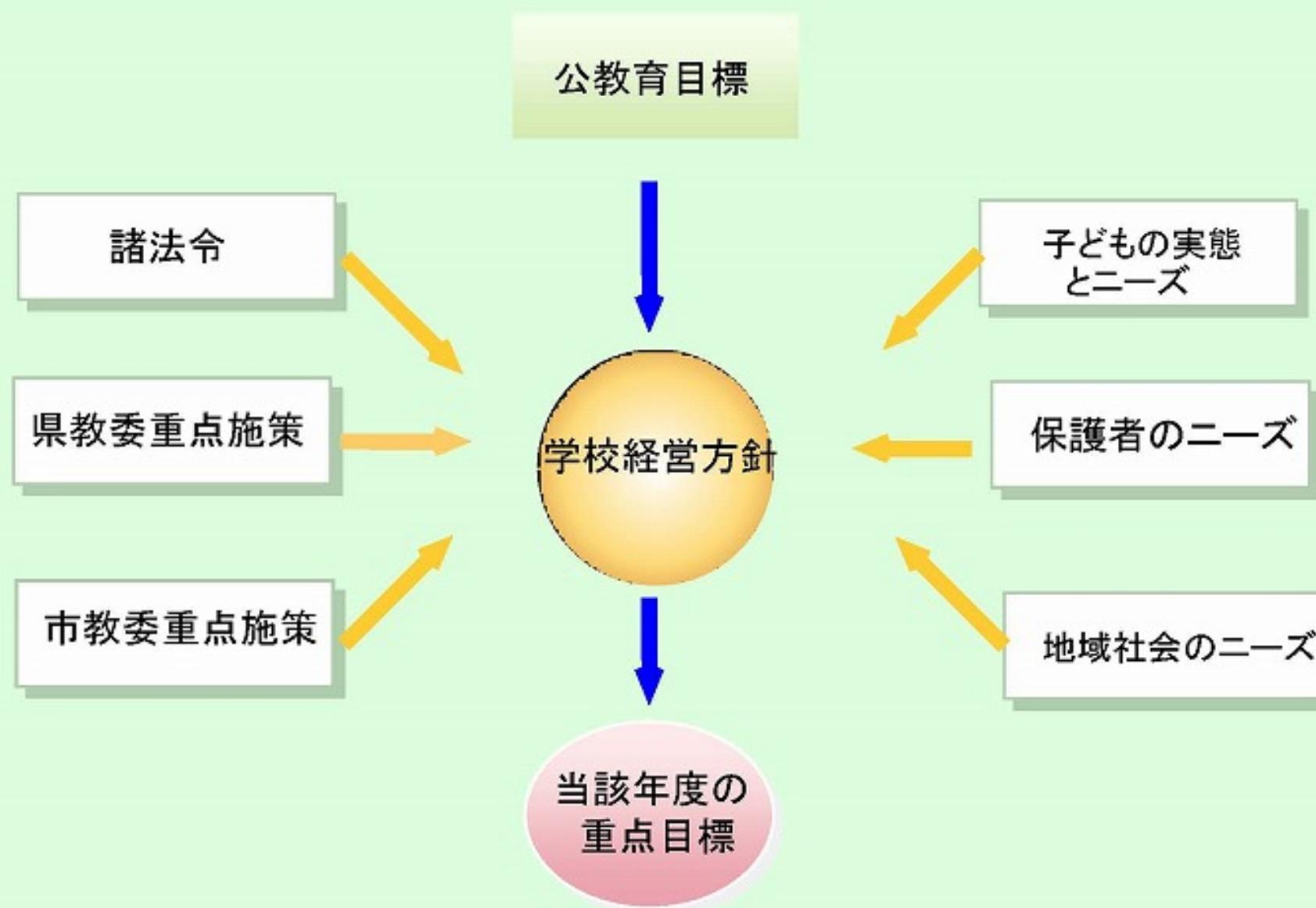
URL. <http://www.criced.tsukuba.ac.jp/keiei/>

■学校経営

=専門的教育機関としての各学校が独自に教育目標を設定し、その効果的な達成に向けてカリキュラムの編成・実施および人的・物的諸条件の組織化を行い、さらにその成果を吟味して教育目標の捉えなおしを図るという、学校において行われる一連の営み。

- 学校づくりのビジョン・戦略の設定
- カリキュラムの編成と実施
- 人的・物的諸条件の組織化・整備
- 学校の成果の検証・評価
- PDCAのマネジメント・サイクルによる学校改善

学校経営



■教育基本法に規定された教育の目的と目標

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

■学校教育法に規定された義務教育の目標

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

■学校教育法に規定された義務教育の目標(続)

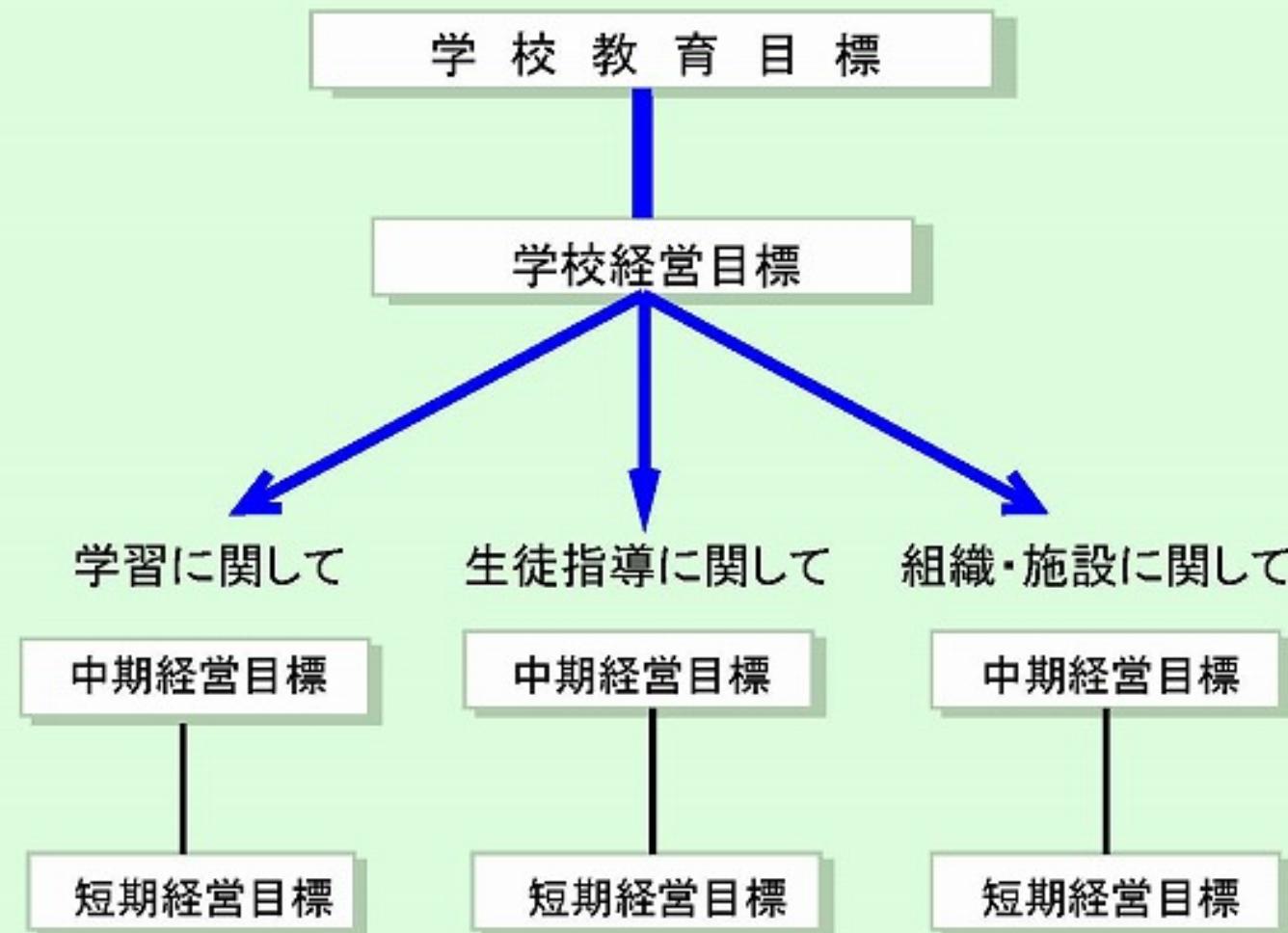
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

■学校経営計画

=各学校の、中・長期的な経営プラン

- 学校経営のビジョン・戦略づくり
- 各年度の教育計画・人事計画・財務計画など学校経営計画の策定
- 学校経営計画の検証・評価

学校経営計画



■学校教育目標

=各学校が育成したいと考える子ども像と教育の目標。

その教育目標に基づいて教育方針と教育計画を策定。

■目標設定にあたっての配慮点

- 教育の法的基準
- 地方自治体レベルで定められている教育目標
- 児童生徒、保護者、教職員および地域住民のニーズや実態
- 学校の周囲の地域環境条件やその歴史的背景

■小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこととする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことには、特に意を用いなければならない。

■中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すこととする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

■カリキュラム経営

=学校の教育目標を達成するために教育計画(カリキュラム)を編成し、より効果的にそれが実施されるよう組織的・計画的な運営を図る営み。

- カリキュラムの開発
- カリキュラムの計画
- カリキュラムの実施
- カリキュラムの評価
- カリキュラムの改善

■ 職員会議

=各学校に設置され、学校の意思形成に教職員が参加する組織

- 校長の職務執行を助ける
- 学校の経営方針の共通理解
- 教職員の情報交換・意思疎通
- 校長が主宰する

■職員会議の法令上の位置づけ

学校教育法施行規則

第四十八条 小学校には、設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議は、校長が主宰する。

職員会議



(VI-14)

(2004年2月)

14

■校長

= 校務をつかさどり、所属職員を監督する
(学校教育法第37条第4項)

■校長の職務

- (1)教育の実施運営にかかる事項
- (2)教職員にかかる事項
- (3)児童生徒にかかる事項
- (4)学校の組織運営にかかる事項
- (5)施設・設備にかかる事項
- (6)外部関係にかかる事項

校長の職務・力量

	教育委員会の職務	校長の職務
組織編制 ・教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・教育指導計画の承認 ・休業日、学年及び学期の期間の決定 ・伝染病予防上必要な臨時休業 ・学校評議員の委嘱 ・その他学校の組織編制、教育課程、学習指導等に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成 ・授業終始業時刻の決定 ・時間割の決定 ・修学旅行等の学校行事の実施 ・副読本、学習帳等の選定 ・校務分掌の決定 ・学級担任、教科担任の決定 ・学校評議員の人選
児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務(学齢簿の編成、区域外就学に関する協議、入学期日の通知、学校の指定、就学義務の猶予・免除履行督促、就学援助) ・児童生徒の出席停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学、転学の許可、退学、休学の許可 ・指導要録の作成 ・出席簿の作成、出席状況の把握 ・課程修了及び卒業の認定 ・卒業証書の授与 ・児童生徒の懲戒 ・高校進学に際しての調査書等の送付 ・伝染病感染防止のための出席停止

校長の職務・力量

	教育委員会の職務	校長の職務
教職員	<ul style="list-style-type: none">・学校の職員の任免その他の人事・研修の実施	<ul style="list-style-type: none">・校務の計画執行・所属職員の監督・教職員の人事に関する意見の具申・非常勤講師の人選・職員の休暇の承認・職員の出張命令

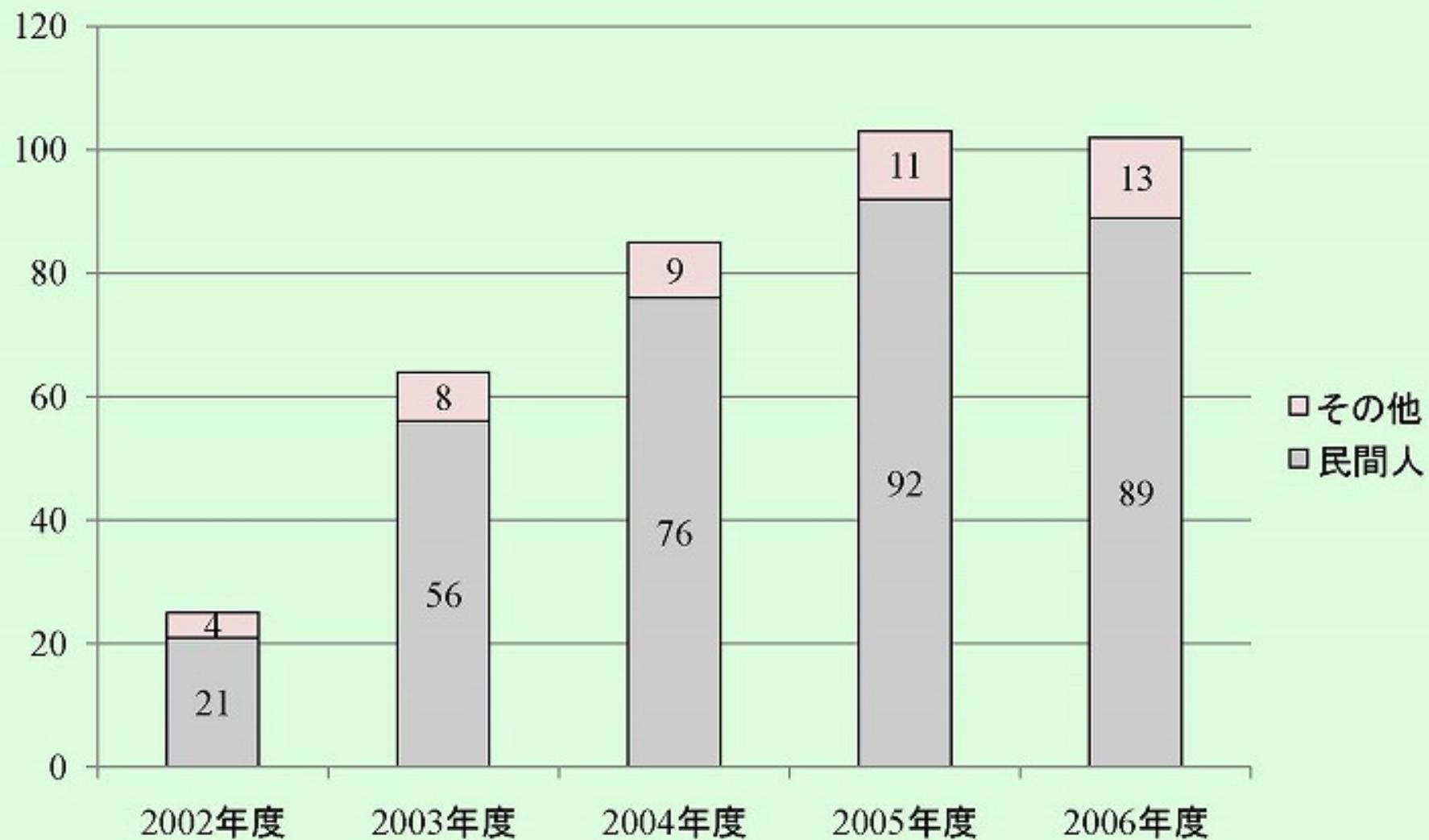
■ 民間人校長の登用

=校長の資格要件として定められていた教員免許所持および教育に関する職の経験を絶対条件からはずすことによって、学校での教育経験のない民間企業の管理職経験者などを公立の小・中学校、高校の校長に登用することが可能になった。

■ その意義

- 特色ある学校や自律的学校経営の実現
- 民間で培ってきた経営感覚、経営力、リーダーシップ、柔軟な発想と企画力を持った人材の任用

「民間人校長」の登用



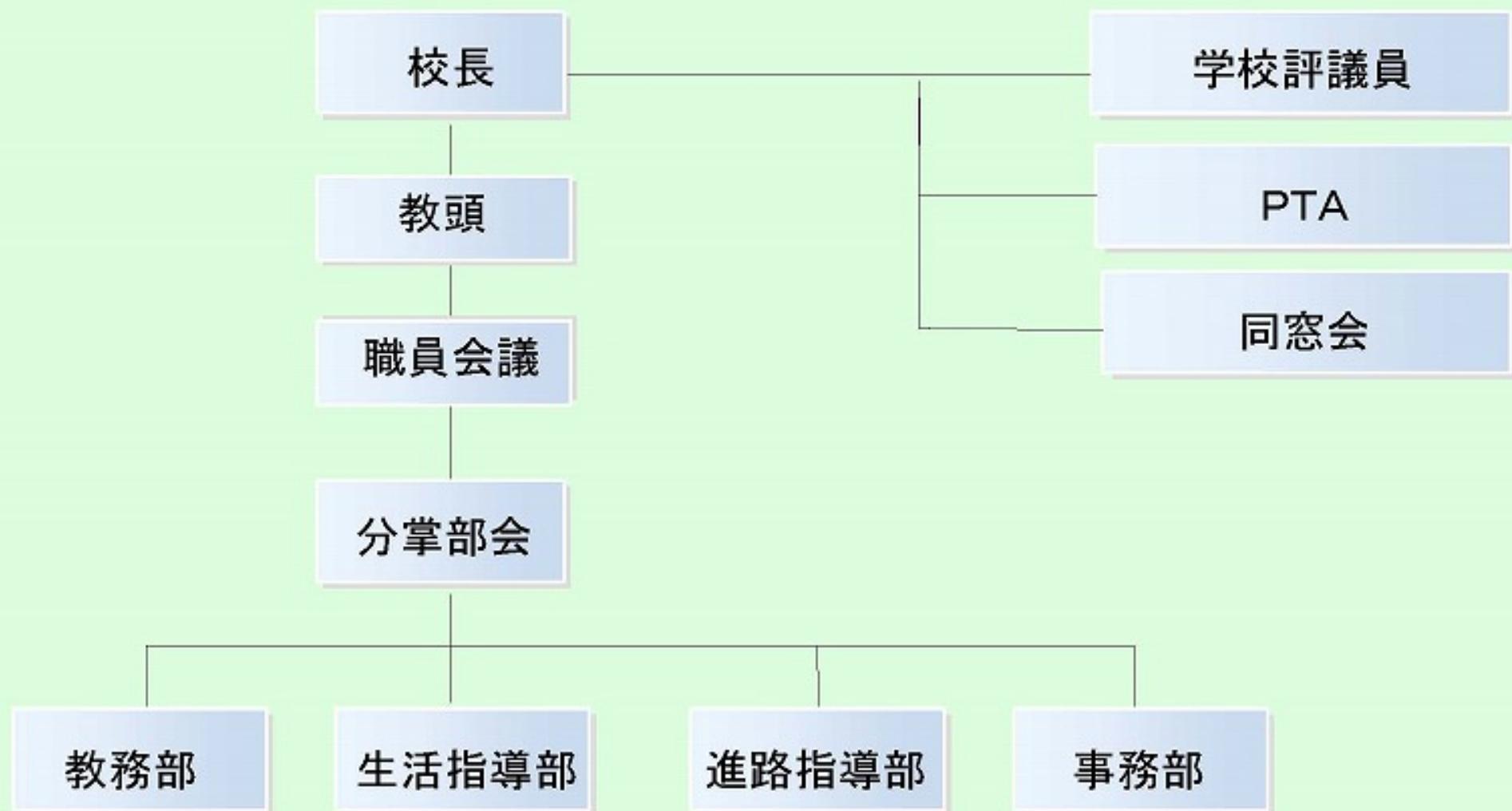
■校務分掌

=校務を処理するため、職務の種類と責任の範囲を定めて教職員にそれらを割り当てる。多くの学校で、校務分掌組織図が作成されているが、その分掌の態様は多様。

■校務の範囲

- 教育内容に関する事項
- 児童・生徒に関する事項
- 教職員に関する事項
- 施設・設備に関する事項
- 学校予算・財務に関する事項
- 外部との連絡・交渉に関する事項
- その他、学校運営に関する事項

校務分掌



■主任制

=調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい
校務分掌の仕組みを整えることを目的。
1975年学校教育法施行規則の改正で設置。

■小学校における主任

- 教務主任
- 学年主任
- 保健主事
- 事務主任

■中学校における主任

- 教務主任
- 学年主任
- 保健主事
- 事務主任
- 生徒指導主事
- 進路指導主事

主任制

学校教育法施行規則

第四十四条 小学校には、教務主任及び学年主任を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第五項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。
- 3 教務主任及び学年主任は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。
- 4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四十五条 小学校においては、保健主事を置くものとする

第四十六条 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる。

第四十七条 小学校においては、前二条に規定する教務主任、学年主任、保健主事及び事務主任のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

副校長、主幹教諭、指導教諭の職務

学校教育法 第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならぬ。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

副校長、主幹教諭、指導教諭の職務

学校教育法第37条による規定

副校長

- ・校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ・校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

主幹教諭

- ・主幹教諭は、校長(副校长を置く小学校にあっては、校長及び副校长)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

指導教諭

- ・児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

■学校評価

=個々の学校が、目標を達成するために取り組んだ組織活動のありようを、その目標の達成状況に照らして捉え返し、問題や課題を確かめること。いわゆる経営サイクルとして知られる計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のうちの“Check”にあたるが、次の改善(Action)との繋がりに重点をおいて理解し、計画立案に役立てることが重要である。

■学校評価の目的

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

学校教育法

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

* 幼稚園・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校等にも準用

学校評価システム

学校教育法に基づいて学校教育法施行規則も改正され、学校は次のことを求められることになった。

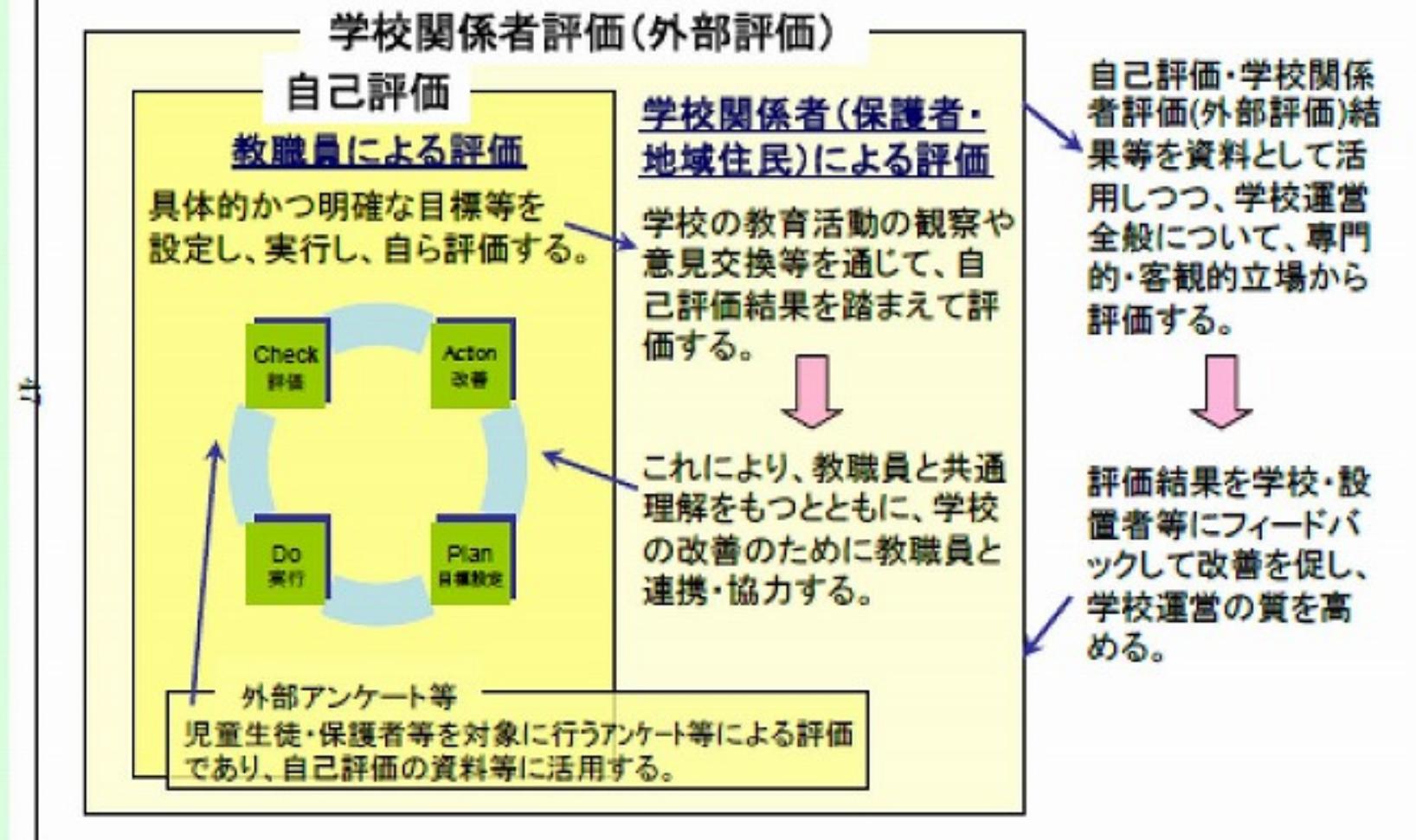
- ①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。
- ②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。
- ③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

学校評価システム

学校評価の実施手法

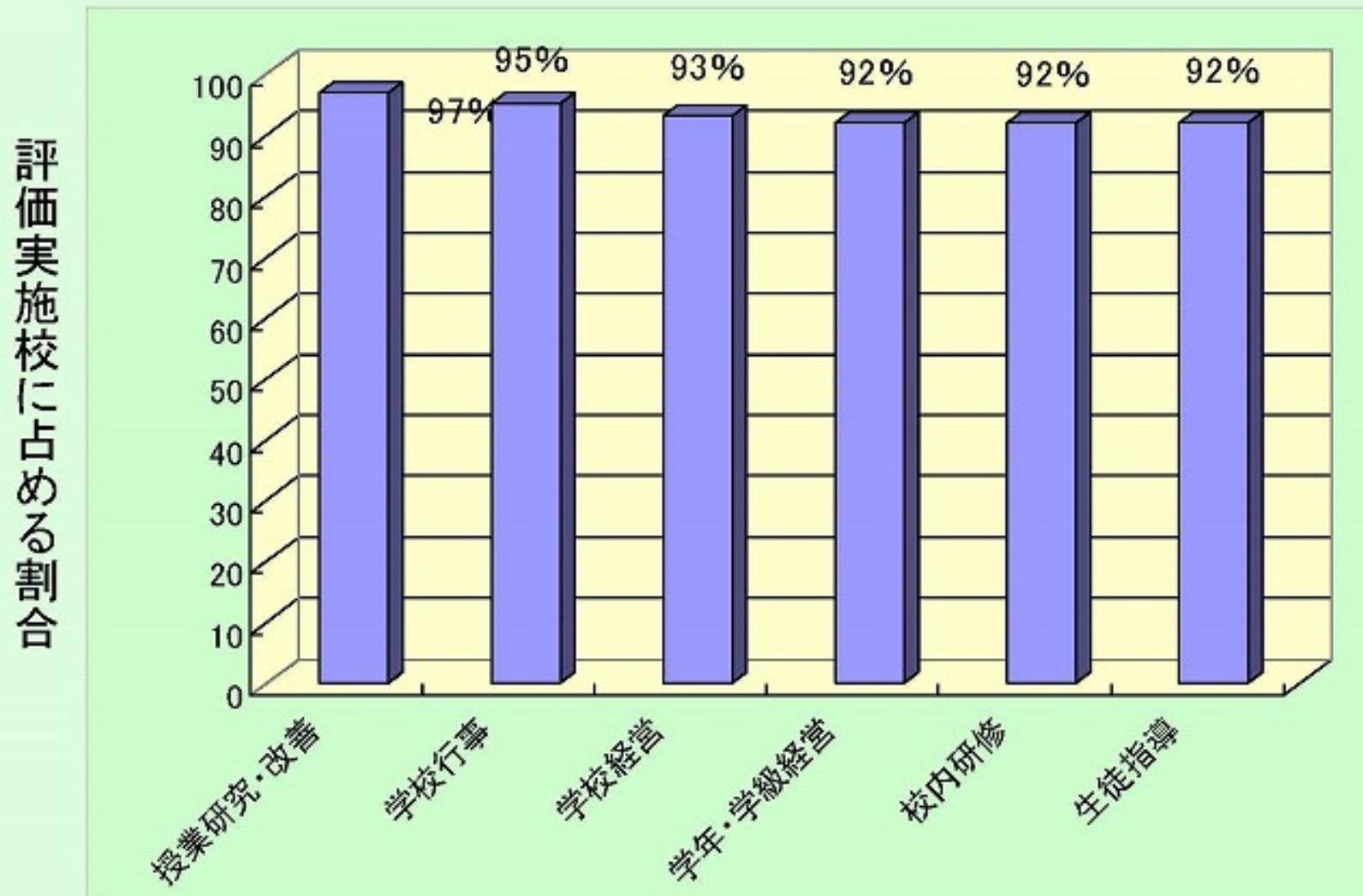
第三者評価

第三者(当事者・関係者でない者)による評価



* 自己評価・学校関係者評価(外部評価)・第三者評価の囲みは、定義として内に含む範囲ではなく、評価対象として含む範囲を指す。

学校評価システム



コミュニティ・スクール

2004年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正により、教育委員会の判断により、保護者や地域の皆さんのが、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参画することが可能に。

2009年4月現在、全国30都府県の478校がコミュニティ・スクールの指定を受けている。

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール

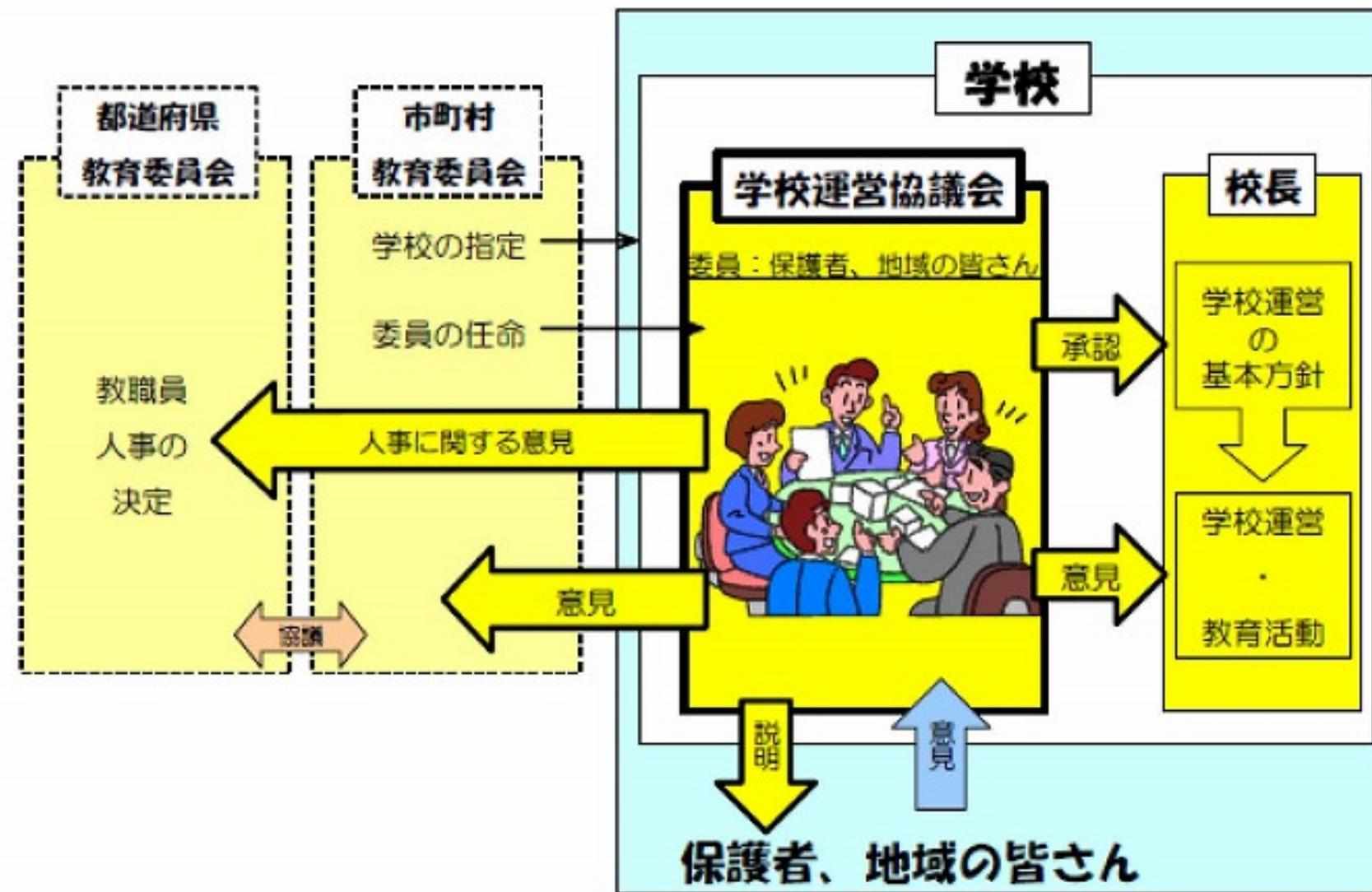
2004年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正により、教育委員会の判断により、保護者や地域の皆さんのが、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限を持って学校運営に参画することが可能に。

学校運営協議会の権限

- ① 教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。
- ② コミュニティ・スクールの運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べる。
- ③ コミュニティ・スクールの教職員の採用その他の任用に関する事項について、任命権者に対して直接意見を述べることができ、その意見は任命権者に尊重される。

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールのイメージ



■勤務評定

=公立小・中・高校の教員評価制度

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 第46条の規定

「県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第40条第1項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする」

教員評価



教員評価

■教員評価の目的

- 教員の能力開発
- 教員の業績評価
- 教員の待遇等の改善

■教員評価の対象

- 授業などの教育活動
- 服務・勤務態度
- チームへの貢献
- 学校運営への貢献

■教員評価の方法

- 授業観察
- 日頃の教育活動観察
- 勤務姿勢・態度の観察

■学校の危機管理

=児童生徒の命を守ることが最重要課題

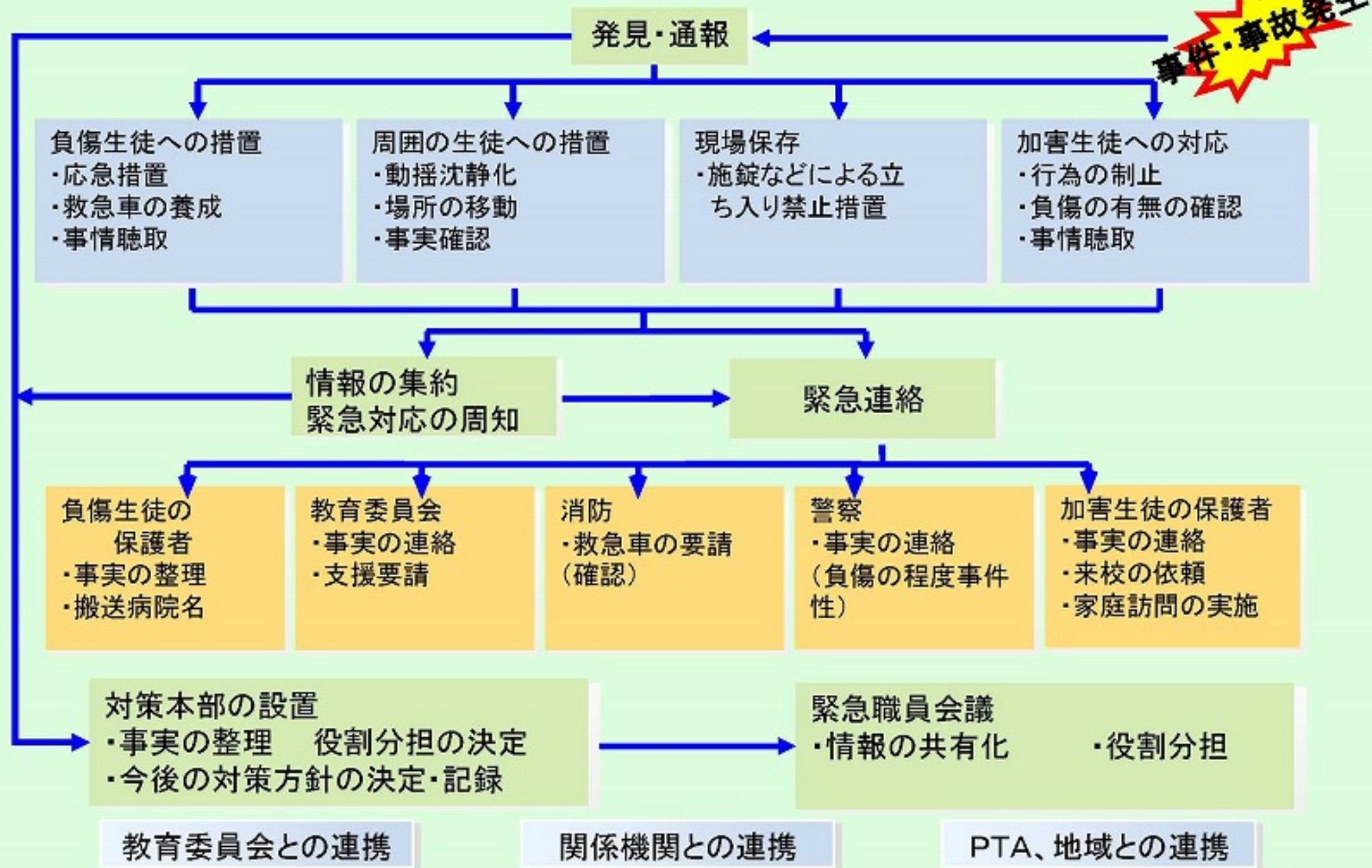
- 地震・風水害といった自然災害や火災
- 日常的な教育活動の中で生じうる事件・事故
- 傷病
- 外部者による殺傷事件等

■危機管理の目的

- 児童生徒の命や身体を守り、安全を確保すること
- 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- 安全で安心した学校環境づくり



学校の危機管理



学校の危機管理



■学校選択制度

=これまで居住地により通学する公立学校が決められていたのに対して、保護者が希望によって自分の子どもの就学する学校を自由に選べる制度

■ねらい

- 子ども・保護者・住民の学校選択意思の尊重とニーズへの配慮
- 教育の結果責任と説明責任の明確化
- 学校評価の促進
- 特色ある学校づくりや開かれた学校づくりの推進

■メリット

- 保護者の学校選択意思の尊重
- 保護者の学校に対する関心の向上
- 各学校が競争意識を持つことによる切磋琢磨
- 学校の情報提供の積極化・情報公開の促進
- 学校の自己改革意欲の増大
- 公立学校の改革

■デメリット

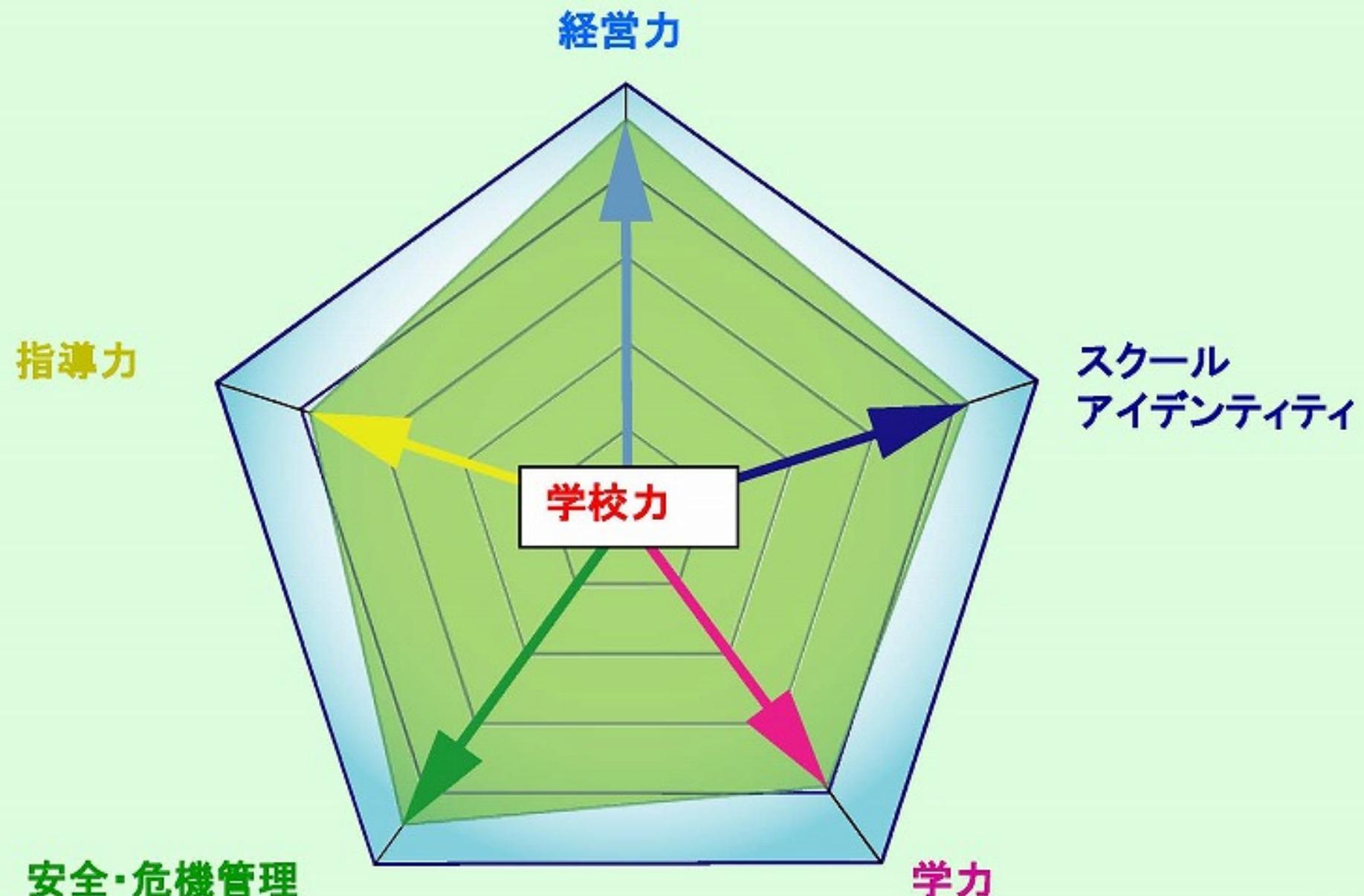
- 特定の学校に人気が集中することによる、学校間格差の拡大
- 学校と地域の関係の希薄化
- 選択指標の不足による、保護者と子どもの混乱
- 公教育の弱体化
- 無用・不要な学校間競争

■学校力

=学力、指導力、経営力、安全・危機管理、スクールアイデンティティ、これらそれぞれの質に関わる概念で、ある学校をいい学校だと思わせている活動や力の総体

- 学校力を高めること=学校の総合力の構築
- 学校評価や学校選択制において学校力の構築という観点が重要

学校力



■日本の学校経営改革

- 学校の裁量権限の拡大
- 校内責任体制の確立
- 学校の経営責任
- 保護者・住民の学校参加－参加型学校経営
- 校長の権限拡大・強化

教材の構成 (1)

1部

I 日本の学校制度の概要

スライド数(41)

- 1 学校体系
- 2 就学前教育学校制度
- 3 小学校制度
- 4 中学校制度
- 5 中等教育学校制度
- 6 高等学校制度
- 7 高等専門学校制度
- 8 大学(短大・大学院)制度
- 9 特別支援学校制度
- 10 専修学校・各種学校制度
- 11 日本の近代化と公教育制度

II 日本の教育行財政

スライド数(84)

- 1 教育法規の体系
- 2 教育基本法
- 3 教育行政をめぐる改革動向(1)
- 4 教育行政をめぐる改革動向(2)
- 5 教育委員会
- 6 文部科学省
- 7 文部科学省の指導行政
- 8 教育財政と負担構造
- 9 法律に定める学校
- 10 学校の設置・管理
- 11 学校施設・設備の基準と学級規模等の基準
- 12 就学と不登校
- 13 学校の自己評価、第三者評価
- 14 教育情報の公開・開示
- 15 学校評議員制度
- 16 教科書・補助教材
- 17 児童・生徒の懲戒
- 18 特別支援教育制度
- 19 認定就学者制度
- 20 へき地教育
- 21 中学校夜間学級(夜間中学)

III 日本の社会教育の概要

スライド数(43)

- 1 社会教育施設1(公民館)
- 2 社会教育施設2(図書館)
- 3 社会教育施設3(博物館)
- 4 社会教育主事
- 5 青年の家・少年自然の家
- 6 社会教育関係団体
- 7 社会通信教育
- 8 社会体育・生涯スポーツ
- 9 カルチャーセンター
(民間営利社会教育事業)

教材の構成 (2)

2部

IV 教育課程の編成と実施

スライド数(74)

- (1)概要
 - 1 教育課程の全体構造
 - 2 カリキュラム開発の過程
- (2)教育課程の編成
 - 3 教育目標と教育課程
 - 4 教育課程と学習指導要領
- (3)教育課程の実施
 - 5 単元構成と教材研究
 - 6 指導計画と学習指導案
 - 7 評価(児童・生徒対象)
 - 8 授業評価・カリキュラム評価
 - 9 学習指導の形態
- (4)学習活動の実際例
 - 10 小学校における各教科
 - 11 道徳
 - 12 外国語活動
 - 13 総合的な学習の時間
 - 14 特別活動1(学級活動・ホームルーム活動)
 - 15 特別活動2(児童会活動・生徒会活動)
 - 16 特別活動3(クラブ活動)
 - 17 特別活動4(学校行事)
 - 18 部活動

V 学級経営・生徒指導

スライド数(43)

- 1 学級経営計画
- 2 学級目標
- 3 学級活動・係活動・班活動・日直
- 4 学級通信
- 5 異年齢集団活動
- 6 不登校
- 7 不登校の対応策
- 8 家庭訪問
- 9 スクールカウンセラーと
「心の教室相談員」
- 10 生徒指導会議
- 11 学級費

VI 学校経営

スライド数(46)

- 1 学校経営
- 2 公教育の目的と目標
- 3 義務教育の目標
- 4 学校経営計画
- 5 学校教育目標
- 6 カリキュラム経営
- 7 職員会議
- 8 校長の職務・力量
- 9 「民間人校長」の登用
- 10 校務分掌
- 11 主任制
- 12 副校長、主幹教諭、
指導教諭の職務
- 13 学校評価
- 14 学校評価システム
- 15 コミュニティ・スクール
- 16 教員評価
- 17 学校の危機管理
- 18 学校選択制
- 19 学校力
- 20 日本の学校経営改革

教材の構成 (3)

2部

VII 学校と地域・保護者の連携

スライド数(77)

- 1 PTA活動
- 2 家庭訪問
- 3 授業参観
- 4 保護者懇談会
- 5 通知表
- 6 連絡帳
- 7 学校だより、学年だより、学級だより
- 8 学校のホームページ
- 9 連絡網
- 10 地域の人材活用
- 11 学校支援地域本部
- 12 職場体験
- 13 地域学習
- 14 学校評議員
- 15 学校運営協議会
- 16 学校開放
- 17 複合施設
- 18 子ども会
- 19 地域教育連絡協議会
- 20 子どもの110番の家
- 21 保護者支出の学校教育費

VIII 教員資格・養成・任用・研修

スライド数(45)

- 1 教員の専門性と資格
- 2 教員養成
- 3 教員資格認定試験
- 4 教員の人事
- 5 教員免許更新制
- 6 教員研修
- 7 校内研修
- 8 スクールリーダーの研修
- 9 教員給与
- 10 教員処分
- 11 校長の養成と大学院の役割

教材の構成 (4)

3部

IX 学校の生活と文化

(1)学校の行事 スライド数(15)	(2)教師の一日 スライド数(13)	(3)子どもの一日 スライド数(15)	(4)学校の生活 スライド数(29)	
1 学校の行事	16 教師の一日	29 子どもの一日	44 学校の生活	63 保健教育
2 入学式	17 朝の会	30 集団登校	45 あいさつ	64 好きなもの・嫌いなもの
3 始業式	18 授業の準備	31 朝の会	46 集団の規律・整列	65 制服
4 全校朝礼	19 教える	32 学級の係	47 名前・名札	66 校章・校歌
5 遠足	20 教えるための技術	33 授業の前	48 じゅんびとかたづけ	67 優勝旗・賞状
6 運動会 1	21 休み時間	34 授業中	49 給食袋	68 国旗・時計
7 運動会 2	22 給食の時間 1	35 中休み・昼休み 1	50 記録する	69 卒業記念
8 持久走	23 給食の時間 2	36 中休み・昼休み 2	51 集団の規律・ くつと上ばき	70 AET
9 宿泊学習	24 そうじの時間	37 中休み・昼休み 3	52 給食の時間	71 掲示物 4
10 修学旅行	25 帰りの会	38 遊ぶ	53 給食の協働	72 教師の学習
11 健康診断	26 職員室	39 給食の前後	54 給食の献立	
12 避難訓練	27 教師のつくえ	40 職員室	55 そうじの協働	
13 音楽会	28 生活指導	41 帰りの会	56 そうじの場所	
14 終業式		42 下校	57 飼育・栽培	
15 卒業式		43 放課後	58 掲示物 1	
			59 掲示物 2	
			60 掲示物 3	
			61 保健室	
			62 男女共学	

教材について

○教材開発の背景

開発途上国の初等中等教育整備を進めるためには、教育経営・教育制度・社会教育・教員研修等の整備が条件となる。日本は、これまで多くの教育経験を蓄積してきているが、その中には開発途上国にとって有効の情報、あるいは、先進諸国の教育協力と比較して優位性をもつ情報が含まれている。実際、開発途上国では、欧米モデルではない、日本の教育モデルへの関心は非常に高かったが、これまでそうしたニーズに適切に応えてきたとはいえない。そのためには、日本の教育経験に関する情報を整備・再構成して、開発途上国と共有化できるように整備する必要があった。

○教材開発事業の目標と予算

教育協力事業では、相手国の教育事情の特徴及び途上国の教育関係者がもつニーズを十分に理解したうえで、日本の経験や情報の、何を、どのように、伝えるかの吟味が必要である。また、教育協力活動の形態は、日本での受け入れ研修、現地での派遣研修、現地教育関係者による研修など様々である。本事業は、こうした吟味を踏まえた、あらゆる教育協力現場で有効な教材を編集するだけでなく、教材開発と教授方法に関する情報データベースの構築を図ろうとするものである。この主旨に対し文部科学省拠点システム構築委託事業「日本の教育経験における情報整備事業－教育経営・教員研修分野を中心として－」として予算が確保された。

○教材の種類・形態・所在・言語

	CRICEDのHP	JICA関係機関	国際交流基金	大学留学生センター	言語
教材	PDF fail	スライド集CD	スライド集CD	スライド集CD	日本語・英語
教材解説書	PDF fail	解説書	解説書	解説書	日本語・英語
教材索引	PDF fail	－	－	－	日本語・英語
研修モジュール	PDF fail	－	－	－	日本語・英語

教材使用についてのお願い

この教材の著作権はCRICEDが有し、掲載された写真・図・表・解説を無断で編集したり、転載することを禁止します。また開発途上国に対する国際教育協力を目的とした研修以外でこの教材を使用する場合には、あらかじめCRICEDに使用目的と使用方法を連絡し、承諾を得るようにしてください。

研修モジュールの作成方法

この教材は9領域113項目に関する概説・図表・写真を掲載した509スライドで構成されています。仮に、スライド1枚を1分間で説明したとして、教材全体の説明には、509分＝8時間以上必要になります。

実際には、研修の目的・対象に応じて、必要なスライドを抜き出して、プレゼンテーションを行うことが現実的です。こうした研修の使用目的・対象などを特定したスライドのセットを、ここでは研修モジュールとよぶことにします。

CRICEDでは、さまざまな研修モジュールをHP上で公開しているので、これを参考にして、各機関のスライド集CDやHP上のPDFファイルから、自分用の研修モジュールを作成してください。

●スライド集CDから研修モジュールを作成する方法

- i. スライド集CDのファイルを自分のパソコンに移す。
- ii. プrezentation用ソフトの新規画面を開く。
- iii. 挿入→ファイルからスライド→元の書式を保存する→スライドを選択する

（“元の書式を保存する”を選択しないと、背景や文字・線の配色が変化してしまうので注意する）

●HPのPDFファイルから研修モジュールを作成する場合には、Acrobatが必要です。

執筆者一覧

教材執筆者

I 日本の学校制度の概要	堀内 孜 ／窪田 真二
II 教育行財政	窪田 真二
III 日本の社会教育の概要	手打 明敏
IV 教育課程の編成と実施	木村 範子
V 学級経営・生徒指導	浜田 博文
VI 学校経営	小島 弘道 ／浜田 博文
VII 地域・保護者との連携	水本 徳明
VIII 教員資格・養成・任用・研修	小島 弘道 ／浜田 博文
IX 学校の生活と文化	村田 翼夫

佐藤眞理子 筑波大学教育開発国際協力研究センター・教授
小島弘道 平成国際大学・教授
窪田真二 筑波大学・教授
手打明敏 筑波大学・教授
水本徳明 筑波大学・准教授
浜田博文 筑波大学・助教授
堀内 孜 京都教育大学・教授
村田翼夫 京都女子大学・教授
木村範子 筑波大学・講師

写真取材協力(順不同)

茨城県	自然博物館
茨城県	県教育委員会義務教育課
茨城県	洞峰公園
茨城県	土浦養護学校
茨城県	県教育研修センター
茨城県	県南生涯学習センター
茨城県	結城郡八千代町地域女性団体連絡会
茨城県	茨城県庁
茨城県	財団法人いばらき文化振興財団 アクアワールド茨城県大洗水族館
北茨城市	中郷第一小学校
志木市立	志木小学校
品川区立	戸越台中学校
高千穂町立	岩戸小学校
つくば市	竹園東中学校PTA
つくば市	竹園西小学校PTA
つくば市	教育委員会
つくば市	中央図書館
つくば市	春日公民館
つくば市	豊里公民館
つくば市	小野川公民館
つくば市	西公民館

つくば市	つくば少年柔道大会
つくば市	少年サッカー大会
つくば市	筑波学園郵便局
つくば市	筑波大学総務・企画部広報課
つくば市	つくば中央警察署
つくば市	ピーター/パン(パン店)
つくば市	吾妻保育所
つくば市	NPO法人アサザ基金
つくば市	友朋堂書店
つくば市	おはなしの泉
つくば市	学校法人筑波研究学園専門学校
つくば市	市道学院つくば教室
つくば市立	竹園西小学校
つくば市立	竹園東小学校
つくば市立	筑波第一小学校
つくば市立	筑波小学校
つくば市立	田井小学校
つくば市立	三笠小学校
つくば市立	手代木南小学校
つくば市立	上藤小学校
つくば市立	菅間小学校
つくば市立	吾妻小学校

つくば市立	吾妻中学校
つくば市立	竹園東中学校
つくば市立	竹園西幼稚園
土浦市	ボイスカウト土浦第3団
土浦市	土浦ドッジボール協会
土浦市	大岩田地区子ども会
土浦市立	第二高等学校
東京都	筑波大学附属小学校
東京都	NPO法人東京シューレ
東京都立	都立航空工業高等専門学校
藤沢市	紀伊国屋旅館(藤沢市)
水戸市	教育委員会
水戸市	教育委員会義務教育課
水戸市	総合教育研修センター
水戸市	読売・日本テレビ文化センター水戸
水戸市立	浜田小学校
宮崎県立	五ヶ瀬中等教育学校
宮崎市立	住吉小学校
独立行政法人教員研修センター	

写真提供

日本青年団協議会
 学校法人日本放送協会学園高等科
 杉並区立社会教育センター
 水戸市立浜田小学校
 五ヶ瀬町立上組小学校
 浜田博文(筑波大学) 齋田眞二(筑波大学) 手打明敏(筑波大学)

日本の教育制度と教育実践
－研修のためのヴィジュアル教材－

平成21年度「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業

2010年2月

筑波大学教育開発国際協力研究センター
CRICED

〒305-8572 茨城県つくば市天王台 1-1-1
Tel: 029-853-7287 Fax: 029-853-7288

CRICED HP: URL. <http://www.criced.tsukuba.ac.jp/keiei/>
教材のダウンロード: <http://e-archives.criced.tsukuba.ac.jp/>

教材に関する質問・意見・感想はこちらへどうぞ
e-mail: criced-adm@human.tsukuba.ac.jp